

『外国出願の際の費用について助成を受けたい』

中小企業外国出願支援事業

外国への事業展開等を計画している中小企業に対して、産業財産権の外国出願にかかる費用の半額を助成します。

対象となる方

- ・外国への事業展開等にあたり、特許、実用新案、意匠又は商標の外国出願※を予定している中小企業又は中小企業で構成される組合等のグループ
- ※応募時に既に日本国特許庁に対して行っている特許、実用新案、意匠又は商標の出願を外国へ出願するもの。
- ・日本に地域団体商標を出願しており、地域団体商標を外国出願する予定の組合、商工会、商工会議所、NPO法人

支援内容

■補助対象経費

外国特許庁への出願料、外国出願に必要な国内・現地代理人費用、翻訳費用 等

■補助率 1/2

■上限額

・1企業あたりの上限額:300万円(複数案件の場合)

・案件毎の上限額

特許出願:150万円

実用新案・意匠・商標出願:60万円

冒認対策商標出願※:30万円

※冒認対策商標:第三者による抜け駆け出願(冒認出願)の対策を目的とした商標出願

ご利用方法

以下の2つの実施機関のいずれにも応募できます。

実施機関の審査の結果、採択されることで補助金を受けることができます。

公募時期、応募申請手続等については、実施機関の担当にお問い合わせください。

- 全国実施機関:(独)日本貿易振興機構(JETRO)
- 地域実施機関:以下のリンク先で掲載されている都道府県中小企業支援センター等

http://www.jpo.go.jp/sesaku/shien_gaikokusyutugan.htm

お問い合わせ先

特許庁 普及支援課 支援企画班 電話:03-3581-1101(2145)

(独)日本貿易振興機構 知的財産・イノベーション部 知的財産課 外国出願デスク
電話:03-3582-5642

※産業財産権とは特許権・実用新案権・意匠権・商標権の4つを総称した権利